

「一般包括輸出許可等取扱要領」の一部改正について

「一般包括輸出許可等取扱要領」（平成6年3月18日付け6貿第211号・輸出注意事項6第6号）の一部を下記のように改正する。

記

- 1の四の1の(1)から(5)までを次のように改める。
- (1) 第1種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号。以下「核兵器等開発等省令」という。）の規定に該当するとき又は核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という）のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第1種一般包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (2) 第1種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられる場合（その貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して「文書等」という。）において、当該貨物が核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けた場合に限る。）には、その輸出に対する第1種一般包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (3) 第1種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第1種一般包括輸出許可は、その効力を失う。なお、その貨物が、核兵器等の開発等のために用いられる場合（その貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書等において、当該貨物が核兵器等の開発等に用いられることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等の開発等に用いられることとなる旨輸入者等から連絡を受けた場合に限る。）又はその疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (4) 第1種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる場合（その貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書等において、当該貨物が核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられることとなる旨輸入者等から連絡を受けた場合に限る。）又はその疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (5) 第1種一般包括輸出許可の範囲の貨物の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第1種一般包括輸出許可は、その効力を失う。

- 1の四の2の(1)から(5)までを次のように改める。
- (1) 第1種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号。以下「核兵器等開発等告示」という。)の規定に該当するとき又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第1種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
  - (2) 第1種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用される場合(その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書等において、当該技術が核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用されることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用されることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人(以下「相手方等」という。)から連絡を受けた場合に限る。)には、その取引に対する第1種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
  - (3) 第1種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第1種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、その技術が、核兵器等の開発等のために利用される場合(その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書等において、当該技術が核兵器等の開発等に利用されることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等の開発等に利用されることとなる旨当該取引の相手方等から連絡を受けた場合に限る。)又はその疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
  - (4) 第1種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等の開発等以外の軍事用途に利用される場合(その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書等において、当該技術が核兵器等の開発等以外の軍事用途に利用されることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等の開発等以外の軍事用途に利用されることとなる旨当該取引の相手方等から連絡を受けた場合に限る。)又はその疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
  - (5) 第1種一般包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第1種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。

2の四の1の(2)から(5)までを次のように改める。

- (2) 第2種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第2種一般包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (3) 第2種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられる場合(その貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書等において、当該貨物が核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられることとなる旨輸入者等から連絡を受けた場合に限る。)には、その輸出に対する第2種一般包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (4) 第2種一般包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的

な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第2種一般包括輸出許可は、その効力を失う。

- 2の四の2の(2)から(5)までを次のように改める。
- (2) 第2種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示の規定に該当するとき又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第2種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (3) 第2種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用される場合(その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書等において、当該技術が核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用されることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用されることとなる旨当該取引の相手方等から連絡を受けた場合に限る。)には、その取引に対する第2種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (4) 第2種一般包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第2種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。

の一の1及び2の文中「又は16」を削る。

の三の1の(3)から(5)までを次のように改める。

- (3) 特定包括輸出許可に係る貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (4) 特定包括輸出許可に係る貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられる場合(その貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書等において、当該貨物が核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられることとなる旨輸入者等から連絡を受けた場合に限る。)には、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (5) 特定包括輸出許可に係る貨物の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。

の三の2の(3)から(5)までを次のように改める。

- (3) 特定包括役務取引許可に係る技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示の規定に該当するとき又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (4) 特定包括役務取引許可に係る技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用される場合(その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書等において、当該技術が核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用されることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等開発等告示の規定に該当

する場合以外の軍事用途に利用されることとなる旨当該取引の相手方等から連絡を受けた場合に限る。)には、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

- (5) 特定包括役務取引許可に係る技術の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。

附 則 ( 1 4 . 2 . 1 5 )

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。